

# TOSHIN STUDY New 19

平成20年12月25日 BY安全管理室

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

東神油槽船株式会社

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

## 【 健康 と 安全 】

先日、「2008年度年末年始の安全確保について(JOMO内航タンカー安全協議会)」を各船にお送りしました。「目配り 気配り 安全確認 無事故でつなぐ 年末年始」をスローガンに、乗組員各人が無事故・無災害で活動されるよう切にお願い致します。

本号では耳慣れない「OHSMS(OSH-MSとも云います。)」を説明したいと思います。

と云うのは、「年末年始無災害運動実施要領」中の「事業場の実施事項」は、中央労働災害防止協会が厚生労働省から普及促進を委託されている「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)に関する指針」(労安マネジメント指針)に基づくと考えるからです。

既に、わが国では、OHSMS(Occupational Health and Safety Management Systems)に準拠して自動車産業経営者連盟、日本鉄鋼連盟、建設業労働災害防止協会、核燃料サイクル開発機構は、運用マニュアル、運用基準及びチェックリストなどを作成しています。

OHSMSはISOの友達であり、海運会社が実施するISMコードと似ています。だから、各種手順書や運用基準の作成、緊急事態対応、経営者による見直し、内部監査や教育の制度、文書化及び文書・記録の管理などはISMの仕組みとOHSMSは同じです。

ISMの目的は「海難防止、傷害又は人命の損失の回避」ですが、OHSMSの目的は「労働者の死亡、病気及び傷害並びに損害その他損失が生じる事故の防止」です。なお、究極の目的は同じで、顧客ニーズに合致した円滑な稼働状態を確保することだと思います。

先日、見学に行った水島のLPG備蓄基地の建設現場では「休業傷害ゼロ連続〇〇日」を自慢していました。OHSMS的に云えば「安全パトロール、ヒヤリハットの活用、KY活動にて円滑な連続稼働状態を確保している」のだと思います。まるで船舶の「ISMにより安全運航、労災事故防止を図っている」と同じ様ですが、実は同じなのです。

労安マネジメント指針は船舶に適用されません。何故なら船員法が適用される乗組員は労働安全衛生法が適用除外され、代わりに船員法第81条等に基づいて船員労働安全衛生規則により安全衛生上の措置を講ずるようになっているからです。

だからと云って、先日送りました「事業場の実施事項」の意義が減るものではないと思います。以下、事業場の実施事項(OHSMS)を要約し、船員労働安全衛生規則(ISM)の乗組員の安全及び衛生に関する規定と比べつつ説明してみようと思います。

労働者は、仕事の内容・場所・方法を自分で選択・決定できません。だから、経営者は、労働者の安全や衛生を護るよう作業場所・環境、施設・器具等の設置・管理、作業の管理について最大の配慮を払わねばなりません。

勿論、その安全衛生マネジメントシステムは、社長が掲げた方針に基づいて労働者が実行するものです。先ず、これが基本です。

OHSMSを要約致しますと、(1)安全衛生方針を表明する。(2)安全衛生目標を設定する。(3)目標を達成する安全衛生計画を作成する。(4)安全衛生計画を実施・運用するとともに、日常的な点検及び改善を行う。(5)機械・化学物質等の危険有害要因に関し、関係法令に基づく対策のほか、除去軽減する対策を講じる。(6)毎年1回以上監査を実施し、改善に努める。(7)定期的にシステムの見直しを行う。(8)上記(2)～(7)の手順を文書に定めて管理するとともに、連続的かつ継続的に実施することを事業者に要求しています。

「事業場の実施事項」中から、船舶とは関係が薄い交通事故、石綿障害予防対策の徹底、生活リズム(飲酒、睡眠)の指導などを除いた残りを見てみますと、①経営トップによる安全衛生方針の表明。②リスクアセスメント等の自主的な安全衛生管理活動の活性化。③過重労働防止対策、メンタルヘルス対策等の健康対策の推進。④責任者を選任する業務における有資格者の確保。⑤KY活動の実施。⑥機械設備の定期点検及び作業前点検の実施。⑦作業前ミーティング及び安全衛生パトロールの実施。⑧非定常作業時の災害防止対策。⑨整理、整頓、清掃、清潔の徹底及び火気管理の強化。⑩はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底が掲げられています。

OHSMS と「事業場の実施事項」を比べて見ますと、「事業場の実施事項」は OHSMS の具体的実施例だと分かると思います。

安全衛生方針の表明に続けて、⑤KY活動の実施、⑧非定常作業時の災害防止対策、⑨整理、整頓、清掃、清潔の徹底、⑩挟まれ災害防止対策の徹底を掲げる様なことは、次の船員労働安全衛生規則(ISM)による乗組員の安全衛生には見受けられない様です。

OHSMS は実行動作の良否つまり改善を盛り込んでいます。良いことは真似しましょう。

さて、当社の I S M 「船員服務規定」には、船長を委員長、安全担当者(船員労働安全衛生規則第2条)及び衛生担当者(同規則第7条)を委員とする船内安全衛生委員会(同規則第12条)を設け、乗組員の労働安全の確保及び船内衛生の向上を図る方策を審議するとしています。

また「船内安全衛生管理の手順書」には、船長は、少なくとも月に1回船内安全衛生委員会を開催し、業務の遂行その他に船内安全衛生に関する支障、欠陥があれば管理責任者に報告するとしています。

日々の安全運航及び安全荷役の仕事に忙しいと思いますが、「船員労働安全衛生規則」や I S M の「手順書」を一度見て下さい。

例えば、有害気体が発生するタンカーでは、同規則第50条に「船舶所有者は、人体に有害な気体が発散するおそれのある場所又は酸素が欠乏するおそれのある場所において作業を行わせる場合は、作業中適宜換気を行うとともに、作業に従事する者に呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させる措置などを講じなければなりません。」としています。

当社のタンカーでは、揚げ荷役が終了し、ストローポンプにて残油を汲み取り、ガスフリー状態になったのを確認後に貨物槽をチェックできるよう設備を設けて、呼吸具その他の保護具が不要のようにしています。

なお、経営者は法令に責任や義務が定められてなくても、自主的に一歩進んで乗組員の安全及び衛生に配慮しなければなりません。ついては、毎月開催されています船内安全衛生委員会で新しい問題点を発見し、検討された結果を報告して頂くよう期待しております。

我々に求められるのは、法律で強制されていなくても、「不注意と事故の間に関係がある事故」や、注意しておれば「予測できた事故」「避け得た事故」や、機械を点検整備しておれば「予測できた故障」「避け得た故障」を未然に防ぐことです。

海難ゼロ、労務災害ゼロは、乗組員の利益であり、船舶所有者そして荷主の利益です。

I S M コードは、このことを目的にした制度です。これは、強制的に適用される法令・規則を盛り込むほか、法的強制がない事柄についても安全に管理した旨を文書記録により確認する制度になっています。

そして、船内に危険箇所がないか、機械の保守点検や有害物を扱う際の作業衣等に不備がないか、作業方法に危険はないか、使用基準は適当か、事故防止・事故発生時の教育訓練は計画的かつ十分かなどを吟味し、記録に残すものです。安全管理室

今後も、訓練風景写真付きの立派な船内安全衛生委員会報告書を期待しております。よろしくお願ひします。